

## 令和4年度 第1回江南市国民健康保険運営協議会 会議録

● 日 時 令和4年7月14日（木） 午後2時～午後3時30分

● 場 所 江南市役所 本庁舎3階 第3委員会室

● 出席者 出席委員12名

被保険者代表	西川よし子	原 朋子	佐藤 昇	野呂美鈴
療養取扱機関代表	渡部敬俊	内藤龍雄	近藤茂樹	松浦直人
公益代表	古田嘉且	今井敦六	江口 勲	大竹 誠
被用者保険等保険者代表	鈴木幸彦			

欠席委員 0名

傍聴者数 0名

● 議 事

1 委員委嘱

2 会長選任

3 会長代理の選任

4 議事録署名者の選出

5 議題

・新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

6 報告事項

・国民健康保険制度について

・江南市国民健康保険の状況について

7 その他

■議事

	<p>【1. 委員委嘱】</p> <p>【2. 会長選任】</p> <p>【3. 会長代理の選任】</p> <p>【4. 議事録署名者の選出】</p> <p>【5. 議題】</p>
会長	「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	ただいま、事務局から説明がございましたけれども、ご質問、ご意見等がございましたら承りたいと思います。
委員	新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免を受ける際の要件のうち、収入が減少となった場合にも受けられるという説明でしたが、収入にも様々な種類があり、例えば働いて得た収入であったり、株による収入などもあると思うが、どのようなものが対象となるのでしょうか。
事務局	減少収入の対象となるものにつきましては、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の4種類になり、これらの収入が前年に比べ10分の3以上減少した場合に対象となります。
委員	いわゆる不労所得などは、算定には含まれないのでしょうか。
事務局	減少しているかを判断する収入は、先ほど申しあげました4つの収入のみですが、それ以外に前年の全体の所得がいくらであるか、また減免割合を算定する際には、不労所得の金額も含まれてきますので、その金額が大きい場合は減免を受けられない場合や、減免額が少なくなる場合もございます。

委員	<p>減少対象となる収入が現時点で下がるという見込みが一定程度立つ時点で減免の申請は出来ますか。またその減少結果をみて減免が変更されることはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>減免申請の段階で見込むことが出来る減少額で減免額を決定させていただいており、結果的に見込みより減少しなかった場合、申請時の内容に明らかな偽りや不正な行為がなければ、減免を取り消すことございません。</p>
委員	<p>減免額がいくらになるかをモデルケースで説明いただくとより分かりやすいと思います。</p>
会長	<p>それでは、他にご質問もないようですので、次に移りたいと思います。</p> <p><b>【6. 報告事項】</b></p>
会長	<p>続きまして、報告事項でございます。1つ目の国民健康保険制度について、事務局の方からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p>
会長	<p>ただいま、事務局から説明がございましたけれども、ご質問等がございましたら承りたいと思います。</p>
委員	<p>会社をお辞めになってすぐに国保に入られればよいですが、すぐに手続きをされない方も見えると思います。その間は無保険という形になるのでしょうか。また、無保険状態になってしまうというのは、支払うお金が無いからということがあると思うのですが、そのあたりの取り扱いはどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>制度の説明の中でお話しさせていただきましたが、日本の公的医療制度は「国民皆保険」となっています。ですから、必ず何かの医療保険が適用されることになるのですが、今回のケースは勤めていた会社の社会保険が切れた日からは、国民健康保険に入らなければならないので、遡って国保に加入していただくことになります。</p> <p>あと、所得がないという事であれば、減免等もございますので減免の基準に合致すれば、金額を減免させていただくことも出来ますし、その減免</p>

	<p>された保険税も分納して支払うというご相談も応じております。</p> <p>まずは国民健康保険の加入手続きを行っていただき、保険証を交付させていただく形となります。</p>
委員	<p>加入手続きに時効などはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>3年間は遡って納めていただく必要がございます。</p>
会長	<p>国民健康保険では特定健診を行っているとのことですが、どのくらいの方が受診をされてみえますか。また、受けられる数など一定の枠などあるような気もしますが、その辺りはどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>昨年度の実績で申し上げますと、特定健診は6,242人の方が受けられております。人間ドックは922人の方が受けられておまして、合計しますと7,164人となりまして、受診率で申し上げますと45.31%となっております。</p>
会長	<p>仰って頂いた受診率は他の地域と比べて多い方なのでしょうか。</p>
事務局	<p>県内の中では平均よりやや多いくらい受診率となっております。</p>
委員	<p>コロナ禍の中、昨年と一昨年の国保の保険料は黒字になったのでしょうか。受診数は抑制されているとは思いますがどうでしょうか。</p>
事務局	<p>一般会計の繰入を含んだ形で考えますと黒字にはなっておりますが、それを除いた形で考えますと赤字の状態でございます。</p>
委員	<p>その一般会計から繰入する金額は年々減ってきていると思うのですが。</p>
事務局	<p>一般会計からの繰り入れについてはコロナ禍の以前より国から無くすように指導がなされておまして、江南市としましても保険税率を上げていきながら、徐々に繰入額を減らしていく方向で考えております。</p>
会長	<p>それでは、他にご質問もないようですので、次に移りたいと思います。</p> <p>2つ目の江南市国民健康保険の状況について、事務局の方からご説明をお願いします。</p>

事務局	(資料に基づき説明)
会長	ただいま、事務局から説明がございましたけれども、内容についてご質問ご意見等が伺いたいと思います。
委員	医科の方の特定健診は記載されていますが、歯科の節目健診の内容については記されていないのでしょうか。
事務局	歯科の節目健診につきましては、健康づくり課が市民全体を対象として行っているものでございまして、国保の被保険者のみに対して行っている事業ではないことから記載がないものとなっております。
委員	現在、歯科皆健診に向けて国も動こうとしている流れもあり、万病のもと歯周病からということで、様々な病気の要因になるというデータも出ていることから、歯科検診の受診状況なども分かれば良いと思ったのですが、所管が違うということであれば、了解しました。
会長	今回、委員の方からご意見を頂きましたので、今後、健康づくり課から資料を頂いて記載することは可能でしょうか。
事務局	健康づくり課から頂くデータの中から、国民健康保険の方だけを抽出して掲載というのは難しいかもしれませんが、江南市民全体における歯科検診の受診状況ということで、来年度以降に参考資料として掲載する検討をしたいと思います。
委員	国保の被保険者の数が掲載されていますが、この中で遡及により加入された人数とかは分かれますか。例えば14日以内に加入手続きをされた方と、14日を超えて加入手続きをされた方の区分けとはございますか。
事務局	ご質問の内容について把握できるデータはない状況でございます。
委員	先ほど、国民健康保険に無加入の方のお話がありましたが、そういった詳細なデータがあると把握しやすくなるのではと思います。

委員	<p>特定健康診査のところで、人間ドックの受診率が令和2年度と3年度で受診者数は違っていますが、受診率は100%となっています。これは人間ドックを受けられる人数枠などがあつてのことですか。</p>
事務局	<p>人間ドックの受診率につきましては、募集をされた方の数に対して提供できたかとなっております。また、国保の人間ドックの募集枠は1,000人となっております。毎年、広報などを通じまして5月頃に募集をかけておりますが、令和2年度はコロナ禍により特定健診の受診者が少なかったのと同様に、人間ドックを募集される人数も減少したものと思われま</p>
委員	<p>募集枠が1,000人ということですので、この表で記載される受診者数の最大値も1,000人と捉えてよろしいですか。</p>
事務局	<p>仰る通りでございます。</p>
委員	<p>未就学児の均等割軽減を行うことで保険税収入に相当額の減収が予想されますが、その減収分については、国の方から「子ども政策」という観点により、一定程度交付されると考えてよいですか。</p>
事務局	<p>この度の改正で未就学児の均等割軽減により減収となる額につきましては、国と県から減収額のうち75%を負担していただき、残りの25%については一般会計から繰り入れをする形で補うものとなっております。</p>
委員	<p>説明のあつた補填の流れは、どこの市町も同じでしょうか。</p>
事務局	<p>仰る通りでございます。</p> <p><b>【7.その他】</b></p>
会長	<p>最後に、「その他」ですが、事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
会長	<p>それでは、以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を閉会といたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。</p>